

回 答 書

「令和3年度第11回日本ジオパーク全国大会島根半島・宍道湖中海大会参加受付、宿泊手配、ジオツアー手配、料金徴収等業務委託」における質問書に対して、本書のとおり回答します。

【質問事項及び回答】

1. 仕様書 P4

“宿泊施設が所有しているマイクロバスを予約し、くびにきメッセ及びビッグハート出雲間の送迎を手配すること”は、関係法令に抵触しませんでしょうか？

(回答) 仕様書 P4 (2) 宿泊手配・斡旋等 ①宿泊施設の確保の中の「宿泊施設が所有しているマイクロバスを予約し、くびにきメッセ及びビッグハート出雲間の送迎を手配すること。」は削除してください。旅行業法など関係法令については遵守をお願いします。

2. 仕様書 P6

ツアーの参加者負担金の設定・積算について、“旅行原価で算定すること”は、原価とは、仕入れ金額のことでしょうか？その場合、自社取り扱いクーポン等は、適用できないということでしょうか。

(回答) 参加者負担額を減らすため、ツアー手配手数料（受注者の利益部分）は実行委員会で負担し、ツアー手配手数料以外の旅行にかかる経費を参加者負担金で賄いたいと考えています。受注者取り扱いのクーポン等で旅行にかかる経費が減額できるのであれば適用してください。

3. 仕様書 P5 : プレジオツアー・ポストジオツアー

②ツアーに係る経費算定、手配

仕様書 P6 : ツアーの最少催行人数及び参加者負担金の設定、ジオツアーの経費算定と最少催行人数及び参加者負担金の設定については、「第11回日本ジオパーク全国大会島根半島・宍道湖中海大会ジオツアー造成業務委託」を入札した事業者が算定及び料金設定等されているのではないのでしょうか。

入札時の仕様書に下記業務目的について記載があります。第11回日本ジオパーク全国大会島根半島・宍道湖中海大会実行委員会でツアーコース案を作成しており、専門業者によりツアー料金算定、最少催行人員設定、参加者負担金設定、交通手段・宿泊場所の選定などのツアー造成を行うことを目的とする。この部分の、ツアー料金算定等を再度行う必要がありますか？

今回の入札案件は、大会参加受付、宿泊手配、ジオツアー手配、料金徴収等業務委託と記載されているので、再度算定等を行うの必要がありますか？

(回答) 令和3年1月に委託契約した受注者に、ジオツアーに係る経費算定と最少催行人数及び参加者負担金の設定を行っていただいています。令和3年1月に契約した受注者と本業務委託の受注者では手配できる宿泊場所などが異なる場合があると思います。本業務委託の受注者にこの資料を渡しますので、この資料を参考に再度経費算定や参加者負担金の算定をお願いします。

以上